

鳥取県訓令第3号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和26年鳥取県訓令第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。）に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
(新調、改刻又は廃止の申請等)					(新調、改刻又は廃止の申請)				
第3条の2 略					第3条の2 略				
2 略					2 略				
3 <u>所属長は、前項の承認により公印を改刻し、又は廃止したことにより不用となった公印を政策法務室長に引き継がなければならない。</u>									
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公印の種類	ひな形	寸法	管守者	備要	公印の種類	ひな形	寸法	管守者	備要
1 知事印 第1号	略				1 知事印 第1号	略			
第2号		28ミリメートル平方	東京本部長		第2号		28ミリメートル平方	東京事務所長	
第3号		27ミリメートル平方	人事・評価室長	辞令用	第3号		27ミリメートル平方	職員課長	辞令用
第4号～第7号	略				第4号～第7号	略			
2 専用知事印 第1号～第4号	略				2 専用知事印 第1号～第4号	略			
第5号		長方形 縦 4ミリメートル 横 18ミリメートル	消防チーム長	危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の修了認定用	第5号		長方形 縦 4ミリメートル 横 18ミリメートル	消防課長	危険物取扱者保安講習及び消防設備士講習の修了認定用
第6号		10ミリメートル平方	消防チーム長	危険物取扱者免状及び消防設備士免状用	第6号		10ミリメートル平方	消防課長	危険物取扱者免状及び消防設備士免状用
3 知事職務代理者印 第1号	略				3 知事職務代理者印 第1号	略			
第2号		28ミリメートル平方	東京本部長		第2号		28ミリメートル平方	東京事務所長	
略					略				

10 局長印 第1号~第4号	略			
第5号	鳥取県 何部何 局(所)長印	22ミリメ ートル平 方	政策法務室長	
11 課(室)長印				
第1号	鳥取県何部 (局・監)何課 (室・チーム・ 所・校)長印	21ミリメ ートル平 方	主務課(室・チ ーム・所・校) 長	
第2号	鳥取県何部 何局(所)何 課(室・所・ 部・場)長印	21ミリメ ートル平 方	主務課(室・ 所・部・場)長	
第3号	長ム課(鳥 取県何部 所・チ ーム)印	21ミリメ ートル平 方	主務課(室・チ ーム・所・校) 長	縦書きの文書用
11の2 内部組織の長 印				
第1号	鳥取県 何部何室 何チーム長印	21ミリメ ートル平 方	内部組織の長	
略				

10 局長印 第1号~第4号	略			
第5号	鳥取県 何部何 局長印	22ミリメ ートル平 方	政策法務室長	
11 課(室)長印				
第1号	鳥取県何部 (局)何課 (室)長印	21ミリメ ートル平 方	主務課(室)長	
第2号	鳥取県何部 何局何課 (室)長印	21ミリメ ートル平 方	主務課(室)長	
第3号	鳥取県 総務部自治 研修所長印	21ミリメ ートル平 方	自治研修所長	
第4号	鳥取県 生活環境部 衛生環境 研究所長印	21ミリメ ートル平 方	衛生環境研究 所長	
第5号	鳥取県生活 環境部消費 生活セン ター所長印	21ミリメ ートル平 方	消費生活セン ター所長	
第6号	鳥取県農林 水産部農業 大学校長印	21ミリメ ートル平 方	農業大学校長	
第7号	大 水 鳥 学 産 取 校 部 県 長 農 農 印 業 林	21ミリメ ートル平 方	農業大学校長	縦書きの文書用
第8号	鳥取県農林 水産部農林 総合技術 研究所長印	21ミリメ ートル平 方	農林総合技術 研究所長	
第9号	鳥取県行政 監察行政 監察室長印	21ミリメ ートル平 方	行政監察室長	
第10号	鳥取県行政 監察建設 事業評価 室長印	21ミリメ ートル平 方	建設事業評価 室長	
略				

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。